

五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金交付要領

(令和6年4月1日 6五文観第36号)

(趣旨)

第1条 この要領は、教育旅行を本市に誘致し、本市の観光振興及び経済の活性化を図るため、予算の定めるところにより、市内の宿泊施設（農林漁業体験民宿を含む。以下同じ。）を利用する教育旅行を企画及び実施する者に対し、五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。
- (2) 教育旅行 学校が見学、研修等のために実施する修学旅行又は学生サークル等の団体活動で宿泊を伴う旅行をいう。

(補助対象者及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第三条の規定に基づく登録を受けている者（以下「旅行者」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにその補助額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる旅行者は、別表に掲げる割引（助成）額を旅行代金から差し引いて販売するものとし、補助金額は割引（助成）額に企画費（旅行商品の企画等にかかる経費）を加算した額とする。

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 教育旅行を実施しようとする日の属する月が4月以外である場合 当該教育旅行を実施しようとする日から起算して前20日目にあたる日

- (2) 教育旅行を実施しようとする日の属する月が4月である場合 4月1日
(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金事業計画書（様式第1号）
(2) 五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金収支予算書（様式第2号）

2 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 教育旅行の行程を確認できる書類
(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。
(変更の承認)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の2割以内の額の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の3月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金事業報告書（様式第4号）
(2) 五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金収支精算書（様式第2号）
(3) 宿泊施設利用証明書（様式第5号）

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助額

割引（助成）額

児童及び生徒1名につき、次の区分に応じた金額を一律に補助する。

補助対象事業	補助対象経費	助成額
市外の学校が行う市内の宿泊施設を1泊利用する教育旅行	教育旅行に係る宿泊費	2,000円
市外の学校が行う市内の宿泊施設に2泊以上利用する教育旅行	教育旅行に係る宿泊費	5,000円

企画費

上記に加え、企画費として延べ宿泊客数に次の区分に応じた金額を補助する。

補助対象事業	補助対象経費	助成額
市外の学校が行う市内の宿泊施設を利用する教育旅行	旅行商品の企画等にかかる経費	1,000円

様式第2号（第5条・第7条・第8条関係）

五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金収支予算書（精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
市補助金（助成額）		
市補助金（企画費）		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
計		

備考 摘要の欄には、区分ごとの積算の根拠がわかるように記載してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け五島市指令 第 号で交付の決定の通知があった五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金について、次のとおり計画を変更したいので、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第11条第1項の規定により承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

関係書類

- （1）五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金事業計画書（様式第1号）
- （2）五島へ行こう！教育旅行推進事業費補助金収支予算書（様式第2号）
（様式は様式第1号に準じ、変更された部分の変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が対比できるように作成すること。）

